

とちぎんでんさいネット利用規約

第1章 総 則

(基本事項)

第1条 本規約は、株式会社栃木銀行（以下「当行」といいます。）が提供するとちぎんでんさいネット（以下「本サービス」といいます。）についての利用条件を定めるものです。ご利用を申込の上、当行から承認を受けられたお客様（以下「利用者」といいます。）に限り、本サービスのご利用ができるものとします。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が提供する電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）のサービスを、利用者が当行を窓口としてご利用いただくものです。

当行は、でんさいネットより業務を受託して、利用者に本サービスを提供します。

(規程の準用)

第3条 本規約に定めのない事項は、でんさいネットが定めた「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程（以下「規程」といいます。）」および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則（以下「細則」といいます。）」の定めに従いお取扱いします。

2 本規約は、当行が前項の規程等により、でんさいネット参加金融機関として定めることのできる項目について規定します。

第2章 業務等

(取扱日および取扱時間)

第4条 本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の日および時間とします。ただし、当行は本サービスの取扱日・取扱時間を利用者に事前に書面で通知することなく変更することがあります。また、その場合はあらかじめ当行所定の方法で告知するものとします。

第3章 利用者

(利用申込の方法等)

第5条 ご利用のお申込みにあたっては、規程・細則および本規約内容に全て同意されたうえ、当行所定の利用申込書ならびに必要な書類を当行お取引営業店窓口（以下「営業店」といいます。）に書面により提出していただきます。

(利用者以外で利用することができる場合)

第6条 細則第5条に規定する元利用者の利用は、同条に掲げる請求を行う場合に限りです。この場合について、本規約第18条第3項で定める手数料をお支払いいただきます。

(利用可能な預金科目)

第7条 利用者は、利用申込書により指定した契約者名義の普通預金または当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を、決済口座として指定していただきます。

(申込要件)

第8条 本サービスをお申込いただくためには、規程および細則の利用者要件を満たしていることが必要です。当行は、利用申込書を受付後、所定の審査を行います。

2 本サービスの利用は、法人向けインターネットバンキング（以下「法人IB」といいます。）の契約を原則とします。（本サービスとの同時契約も可とします。）

(利用契約の締結)

第9条 でんさいネットおよび当行は、当行所定の審査により申し込みを承諾する場合に限り利用契約を締結します。契約は、利用者・でんさいネットおよび当行の3者間契約により成立し、利用者は規程等および本規約に従い本サービスの提供を受けることができます。（本規約については、利用者との2者間の約定となります。）

2 本規約第13条または同14条の利用契約継承の届け出がなされた場合は、当行所定の審査を行い、当行が承継人として承諾した場合に限り利用契約を承継します。

3 当行は、本条1項の契約および同2項の承継の手続き完了後に、当行所定の方法で通知します。

4 利用者は、前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、本規約第8条の法人IBを並行して申し込みの場合は、双方の通知を受領してから利用を開始できます。

(債権者利用限定特約等の申込)

第10条 債権者利用限定特約ならびに保証利用限定特約のご利用を希望される場合は、利用申込書の所定欄にその旨を記入していただきます。

(利用契約の解約の申出方法)

第11条 規程第15条第1項に規定する利用者による本サービスの解約の申出は、利用解約届を営業店に書面により提出することにより行います。

2 利用契約については、でんさいの債権・債務のすべてが消滅しない限り解約となりません。

(当行による利用契約の解約に係る通知)

第12条 当行からの利用者に対する利用契約の解約(解除)通知は、当行所定の方法によるものとします。また、規程第16条の定めその他、利用者が次に掲げる事由に該当する場合においても、当該利用者に係る利用契約を解約(解除)できるものとします。

一 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき

二 規程等または本規約に違反する等、当行が本サービスの中止を必要と判断する相当事由が発生したとき

2 決済口座について解約または取扱店を変更した場合(休眠預金等活用法により支払指定口座が預金保険機構へ移管された場合を含む)は利用契約を解約(解除)します。また、とちぎんビジネスダイレクトについて解約した場合、解約通知および解約申込書なしで解約できるものとします。

3 利用契約については、でんさいの債権・債務のすべてが消滅しない限り解約となりません。

(個人利用者の死亡による承継)

第13条 規程第17条第2項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した場合は、相続人等の代表者から営業店に当行所定の書面および当行が指定する書類の届け出をしていただき、当行は承継の手続きを行います。

(利用者承継)

第14条 利用者が、合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合、当該合併または会社分割により利用契約の地位を承継した者は、営業店に当行所定の書面で届け出をしていただき、当行は承継の手続きを行います。

(債務者利用停止措置)

第15条 当行およびでんさいネットは、規程第18条第1項第3号における債務者利用停止措置を行うことがあります。

2 利用者は、規程等で定める債務者利用停止措置の期間が経過した場合に、本規約第16条第2項による届け出により債権者利用限定特約の解除について申し出ることができます。

(利用者登録情報の変更)

第16条 利用者は、利用申込書に記載された利用者登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なく営業店に当行所定の書面により、変更の内容を届け出ることとします。

2 前項による変更内容が利用特約の変更の場合、当行が承諾した場合に限り、前項の変更届を受理します。

(破産手続き開始等の届出)

第17条 利用者は、破産手続き開始の決定および細則第12条で定める事由が生じた場合には、当行所定の書面により届出ることとします。

第4章 電子記録通則

(電子記録等の請求の手続き)

第18条 利用者は、インターネットに接続できるパーソナルコンピューター(以下「端末」といいます。)を介し、法人IBを通じて記録請求を行うこととします。(一部の記録請求については、書面による手続きが必要となります。その場合は、当行所定の方法で記録請求を行うこととします。)

2 利用者が、特定記録機関変更記録の請求をする場合には、提携記録機関の定めに従い、提携記録機関に申し出て行うこととします。

3 利用者の端末障害等、止むを得ない理由により本サービスの利用が困難な状況となった場合については、営業店において書面による取り次ぎを受付します。ただし、この場合は、取引終了まで一定の日数を要しますのでご了承のうえお申込み願います。

4 前項の受付時間は、当行の営業時間内とし、併せて当行所定の手数料をいただきます。

(利用者の申し出による利用制限措置)

第19条 細則第14条第1項および第2項で定める利用者の申し出による利用制限措置および解除は、営業店に当行所定の書面を届け出て行うこととします。ただし、解除の場合は、当行が承諾した場合に限り届け出を受理します。

(電子記録の通知の方法等)

第20条 規程第25条第2項で規定する電子記録の通知は、本サービスの受付方法により以下のとおり行いま

す。

一 法人 I B を通じたでんさい取引画面（以下「利用者WEB」といいます。）による受付は、当行所定の方法または利用者WEBにより通知します。

二 営業店における書面による受付は、当行所定の方法により通知します。

（電子記録の請求権限の付与に係る制限）

第 2 1 条 規程第 2 6 条第 4 項の電子記録権利者の電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者の制限は、利用申込書により当行の承認を得た利用者に限ります。

（発生記録または保証記録を請求することができる者の制限）

第 2 2 条 規程第 2 7 条第 3 項の自らを電子記録義務者とする発生記録請求または保証記録請求をすることができる者の制限は、当行の承認を得た利用者のみすることができます。

（債権者請求方式の利用）

第 2 3 条 規程第 2 7 条第 1 項に規定する債権者請求方式による発生記録請求は、利用申込書により当行の承認を得た利用者に限ります。

第 5 章 電子記録の請求および記録に関する事項

（変更記録の請求）

第 2 4 条 変更記録の請求は、規程第 3 3 条により行います。ただし、細則第 2 3 条第 4 項による場合は、利用者は本規約第 1 8 条により行います。

第 6 章 電子記録雑則

（電子記録の訂正および回復）

第 2 5 条 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、細則第 3 6 条第 1 項に規定する事由があることを知った場合は、すみやかに営業店に通知することとします。

第 7 章 電子記録債権の決済

（債務者口座から債権者口座への口座間送金）

第 2 6 条 債務者口座から債権者口座への口座間送金決済は、規程第 4 2 条により行いますが、決済口座において同一の日に当該でんさい以外の引落がある場合には、当行所定の順序により引落しを行います。（同一の日に複数のでんさいの引落がある場合は、記録番号の昇順で引落しを行います。）

二 決済資金は、決済日の前営業日までに決済口座に入金するものとします。

三 決済口座への入金が決済日の 15 時を過ぎた場合、決済手続は行いません。

（債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出）

第 2 7 条 規程第 4 4 条第 2 号で規定する口座間送金決済の中止の申し出は、当行所定の書面により営業店に届け出ていただきます。

第 8 章 電子記録債権の支払不能処分制度

（支払不能に関する異議申立）

第 2 8 条 利用者の支払不能に関する異議申立について、以下のとおり規定します。

一 規程第 5 0 条第 2 項に規定する異議申立の時限は、支払期日前日の銀行営業時間内とします。

二 細則第 4 6 条第 1 項に規定する第 2 号支払不能届についての異議申立および異議申立預託金の預け入れの手続きは、当行所定の方法により営業店に申し出ていただきます。

三 細則第 4 6 条第 1 項に規定する第 2 号支払不能届の支払不能事由が不正作出である場合は、当行所定の方法により営業店に申し出て、規程第 5 0 条第 1 項の異議申立とあわせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第 9 章 電子記録債権の記録事項等の開示

（債権記録に記載されている事項の請求の方法等）

第 2 9 条 債権記録に記載されている事項の開示ならびに記録請求に際して提供された情報の開示請求のうち通常開示は、当行が定める情報を請求して利用者WEBから開示の請求を行います。

2 開示請求された情報については、開示請求者の利用者WEBへ表示します。

第10章 電子記録債権による融資取引

(電子記録債権による融資取引の申込について)

第30条 利用者が電子記録債権による融資取引をご利用になる場合については、当行所定の手続きが必要です。

- 一 お申込みにあたっては、別途締結する「銀行取引約定書」の各条項に基づきお申込みいただきます。
- 二 融資審査にあたっては、融資申込に関する書類等を受付後、所定の審査を行います。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第11章 手数料

第31条 手数料は、当行所定の日、利用申込書により指定した契約者名義のご利用口座から、預金通帳・払戻請求書なしで自動的に引き落とします。

- 一 でんさいネット利用料として、当行所定の手数料をいただきます。
 - イ. オンライン（利用者WEB）利用料は、でんさいネットが定める各課金対象取引を行った場合に、各取引件数をもとにして手数料を計算します。
 - ロ. 書面によって当行が受付した取引の利用料（以下「書面手数料」といいます。）は、当行がでんさいネットへの取り次ぎ終了時点で計上した件数をもとにして計算します。
- 二 支払方法は、オンライン利用料、書面手数料とも、月末締め翌月15日（銀行休業日の場合は翌営業日）払いとします。

第12章 本人確認

第32条 規程第64条第2項で規定する本人確認は、以下のとおりとします。

- 一 本サービスにおける、利用者IDの管理は次によります。
 - イ. 担当者ID
利用者を識別し、利用者WEBからでんさいネットへの取引登録を行うIDであり、当行は、本IDの申込みを受けた場合、利用者ごとに、当行所定の数を上限とする当該IDを発行し、当行所定の方法により利用者に通知します。
 - ロ. 管理者ID
利用者を識別し、利用者WEBから、担当者IDにより行った取引の承認登録を行うIDであり、当行は、本IDの申込みを受けた場合、利用者ごとに、当行所定の数を上限とする当該IDを発行し、当行所定の方法により利用者に通知します。
 - ハ. 利用者は、自らの責において各自の取扱権限を適切に管理するものとします。
- 二 本サービスにおける、パスワードの管理は次によります。
 - イ. 当行は、利用者IDとあわせて、初期パスワードを通知します。
 - ロ. 利用者は、初めて本サービスを使用する際に、利用者WEBの指示に従い、初期パスワードの変更登録を行うものとします。この変更手続き後のパスワードを、本サービスにおける正式なパスワードとします。
 - ハ. パスワードは、利用者が定期的に変更してください。また、パスワードについては、第三者に知られたり紛失・盗難に遭わないよう、利用者の責において厳重に管理してください。なお、当行職員がパスワードの内容を尋ねることはありません。
- 三 本人確認の効果
 - イ. 当行は、利用者が本サービスを利用する都度、端末から送信されたID・パスワードと当行に登録されたID・パスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。
 - ロ. 本条各項に従い本人確認を行って取引を実施したうちは、ID・パスワードにつき不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ハ. パスワードを失念した場合は、当行所定の手続きにより営業店に書面にて届け出をしていただきます。

第13章 雑 則

(関係規定の適用・準用)

第33条 規程・細則および本規約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みま

す。)・当座勘定規定・キャッシュカード規定・カードローン規定・振込規定・とちぎんビジネスダイレクト利用規定等の各規定により取り扱いします。

(規約の変更)

第34条 本規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(サービスの追加)

第35条 本サービスに今後追加されるサービスについて、利用者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

2 サービス追加時には、本規約を追加・変更する場合があります。この場合、前条の規定を適用します。

(契約期間)

第37条 この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

(機密の保持)

第38条 当事者は、本規約に従って知り得た相手方の情報については、規定等および本規約に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置をとることとし、この措置は本契約の終了後も継続します。

(権利の譲渡・質入の禁止)

第39条 契約者は、本規約に関する一切の権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡または質入することはできません。

以上